

第52号議案

「文京ドリームプロジェクト「街と能登の応援フェス」」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和7年6月4日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

別記様式第1号（第6条関係）

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

令和7年5月1日

文京区教育委員会 殿

申請者（申請団体） 公益財団法人日本サッカー協会

住所（所在地） 東京都文京区後楽1丁目4-18
トヨタ東京ビル

代表者名 (ふりがな) みやもと つねやす

会長 宮本恒靖

代表者連絡先 経営企画部 福田哲郎
(事務担当者)

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、
申請します。

記

事業名	文京ドリームプロジェクト「街と能登の応援フェス」		
実施期間	令和7年8月5日（火） から 令和7年8月7日（木） まで (3日間)		
実施場所	日本サッカー協会「JFAハウス」、東京ドームほか		
事業内容	目的※	令和6年能登半島地震で甚大な被害のあった石川県輪島市の中学校2年生全員（約100名）を、当協会と文京区との相互協力協定に基づき、学校活動の一環として文京区へ招待し、区立中学生との交流を通じ、相互理解や防災意識の向上を図るとともに、心身の健全育成に寄与する。	
	内容	東京ドームにおける被災地の子どもたちとのスポーツ交流 被災地において実施が難しくなっている職場体験学習実施の連携	
	対象者	区立中学生 (参加予定人員 100人)	
	参加費	無料	
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	文京区		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに ☒ 同意する ☐ 同意しない			
※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。			

2025 年 5 月 1 日

文京区教育委員会
教育長 丹羽 恵玲奈 様

公益財団法人日本サッカー協会
会長 宮本 恒靖

**JFA×文京 Dream Project「街と能登の応援フェス」
能登半島地震復興祈念スポーツ交流会への後援依頼について**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年度に続き、今年度も JFA×文京 Dream Project「街と能登の応援フェス」の一環として、「能登半島地震復興祈念スポーツ交流会」を開催いたします。これは、令和 6 年能登半島地震により甚大な被害を受けた輪島市の子どもたちが、東京都文京区でのスポーツをきっかけとした交流や職場体験学習等を通じて、将来についても前向きに捉える気持ちを持ち、被災地の一日も早い復興につながることを願って開催するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本交流会へのご後援をいただくようお願い申し上げます。

敬具

記

1) 申請者の所属団体、所属部署、氏名

公益財団法人日本サッカー協会 会長、宮本恒靖

2) 実施担当部署、氏名

経営企画部 部長 高埜尚人

3) 行事などの名称、およびその目的

名称：JFA×文京 Dream Project「街と能登の応援フェス」

能登半島地震復興祈念スポーツ交流会

目的：令和 6 年能登半島地震により甚大な被害を受けた輪島市の子どもたちが、東京都文京区でのスポーツをきっかけとした交流や職場体験学習等を通じて、将来についても前向きに捉える気持ちを持ち、被災地の一日も早い復興へ寄与する。

4) 企画の開催日、および会場

開催日時：2025年8月5日（火）から7日（木）

会場：9:00～10:30 東京ドーム（外野部分）

5) 参加対象

文京区立中学校の中学生および、輪島市立中学校の2年生（約90名）

6) 後援または協力団体

文京区・文京区教育委員会・輪島市・輪島市教育委員会（予定）

7) 申請理由

日本サッカー協会では、能登半島地震発生後、被災した自治体と連携し、サッカーやスポーツを通じた被災地支援活動を行っている。文京区と日本サッカー協会の相互協力協定や、さらなる地域貢献活動の一環として2024年度からの区のスポーツ施設の指定管理業務を行う文京区スポーツ推進共同事業体への参画を踏まえ、輪島市と文京区双方と連携しながら本事業を実施したく、申請する。

8) 企画概要

別添1の通り

以上

JFA×文京 Dream Project「街と能登の応援フェス」 能登半島地震復興祈念スポーツ交流会について

昨年度に続き、今年度も JFA×文京 Dream Project「街と能登の応援フェス」の一環として、「能登半島地震復興祈念スポーツ交流会」を開催します。これは、令和 6 年能登半島地震により甚大な被害を受けた輪島市の子どもたちが、東京都文京区でのスポーツをきっかけとした交流や職場体験学習等を通じて、将来についても前向きに捉える気持ちを持ち、被災地の一日も早い復興につながることを願って開催するものです。

文京区の中学生の皆さんにも、同世代の生徒と交流する機会として、ぜひ準備の段階からできるだけ多く参加していただけたらと考えています。

主催：（公財）日本サッカー協会

後援：文京区・文京区教育委員会・輪島市・輪島市教育委員会（予定）

期間：2025 年 8 月 5 日（火）～7 日（木）

対象：輪島市立中学校の 2 年生（約 90 名）、文京区立中学校の中学生

<実施内容>

8 月 6 日（水）9:00～10:30 東京ドーム（外野部分）

種目は検討中（前回は玉入れ、ムカデ競争、シュート競争など、運動会で行われる種目を中心に身体を動かし、心身のリフレッシュと生徒間の交流を図りました）

<ご相談内容>

・各学校から 8 名～10 名の生徒の皆さんの参加

（集合は 8:30・解散は 11:00 を予定）

・文京区立中学校を代表する生徒の皆さん（若干名）に、事前のプログラム検討会議へ参加

（トヨタ東京ビルの JFA 事務局会議室または東京ドームシティ blue-ing!にて実施）

※できるかぎり、実際に参加する輪島市と文京区の生徒の皆さんの声を反映したプログラムにしたい、輪島市立中学校においても JFA 職員が出向いて、先生や生徒の皆さんと複数回打ち合わせを行う予定です。当日 8 月 6 日のスポーツ交流の内容以外にも、8 月 5 日の到着から夕食までの時間などに両地域の中学生が交流を行う場を設けることなど、生徒の皆さんの意向を反映させることができる部分がありますので、できるだけスポーツの楽しさやほかの地域の人々と交流することなどのスポーツの価値や役割について、一緒に考えていけたらと思っています。

参考：日本サッカー協会では、能登半島地震発生後、サッカーやスポーツを通じた被災地支援活動を行ってきました。被災した自治体の教育委員会と連携し、学校再開のタイミングに合わせてスポーツを通じたこころのケアの取り組みを行ってきました。このような中で、輪島市においては学校やスポーツ施設の被害が特に甚大であったことから、文京区と日本サッカー協会の相互協力協定や、さらなる地域貢献活動の一環として 2024 年度からの区のスポーツ施設の指定管理業務を行う文京区スポーツ推進共同事業体への参画を踏まえ、輪島市と文京区双方と連携しながら本事業を実施しております。

事業予算書

事業名	文京・ドリームプロジェクト 街と能登の応援フェス
団体名	(公財) 日本サッカー協会

収 入 単位：円		支 出 単位：円	
寄付金	6,600,000円	旅費交通費	6,200,000円
		制作費	300,000円
		看護師謝金	50,000円
		雑費	50,000円
計	6,600,000円	計	6,600,000円

令和7年 5月 1日

(備 考)

基本規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第5条の2の規定に基づき、必要な事項を定める。

(遵守義務)

第2条 次の団体及び個人は、定款、本規則、その他本協会が定める諸規程（以下、単に「本協会の規程」という）並びにFIFA、AFC及びEAFFの諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport、以下「CAS」という。）の仲裁関連のほか、本協会、FIFA、AFC及びEAFF並びにCASの指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

(1) 本協会に加盟する以下の団体（以下、「加盟団体」という。）

- ① 都道府県サッカー協会
- ② 地域サッカー協会
- ③ 各種の連盟
- ④ 関連団体
- ⑤ Jリーグ

(2) 本協会の加盟チーム（準加盟チームを含む）

(3) 本協会に登録する以下の個人（以下、「選手等」という。）

- ① 選手
- ② 監督
- ③ コーチ
- ④ 審判
- ⑤ 本協会、加盟団体又は加盟チームの役職員その他の関係者

(遵守事項及び禁止事項)

第3条 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、国際サッカー評議会が定めるサッカー競技規則並びにFIFAが定めるフットサル競技規則及びビーチサッカー競技規則を遵守しなければならない。

2 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、FIFA又はAFCによって正式に定められかつ本協会並びに加盟団体、加盟チーム及び選手等が服するべきとされた国際カレンダー並びに国際試合又は国際大会に関する規定等を遵守しなければならない。

3 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、フェアプレー、インテグリティ及びスポーツマンシップの原則に忠実でなければならない。

4 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、本協会及びFIFAの承認なしに、他国の各国サッカー協会の領域におけるその主催試合及び競技会に参加してはならない。

5 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、本協会及びFIFAの承認なしに、本協会以外の他国のサッカー協会に加盟してはならない。

6 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、FIFAの承認なしに、FIFAへの非加盟国協会又は大陸連盟の暫定メンバーと、試合を含むスポーツ的な交流を持つてはならない。

7 加盟団体、加盟チーム及び選手等は、FIFAの諸規程に別段の定めがある場合を除き、サッカーに関連した紛争を通常の裁判所に提訴してはならない。

(中立性及び差別の禁止)

第4条 本協会は、政治的及び宗教的に中立な立場でなければならない。

2 人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別は、いかなるものであれ厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本協会の規程に従って懲罰を科すものとする。

(友好親善関係の促進)

第5条 本協会は、加盟団体、加盟チーム及び選手等間の友好親善関係の促進に努めるものとする。

(公式言語)

第6条 本協会の公式言語は、日本語とする。

(管轄権)

第7条 本協会は、サッカーに関連した国内的紛争事案（加盟団体、加盟チーム、選手等並びにライセンスを付与されたフットボールエージェント及び試合エージェント間に生じた紛争）に関する管轄権を有する。

2 本協会は、FIFAのみが、国際的紛争事案（異なる国のサッカー協会又は大陸連盟に所属する団体又は個人の間に生じた紛争）に関する管轄権を有することを認める。

（サッカーの定義）

第8条 本協会の規程においてサッカーとは、サッカー、フットサル、ビーチサッカー、その他関連競技を広義に指すものとする。

（スポーツ仲裁裁判所（CAS））

第9条 本協会は、加盟団体、加盟チーム、選手等並びにライセンスを付与されたフットボールエージェント及び試合エージェントとの間での紛争を解決するために、スイスのローザンヌに本部のある独立したCASを承認する。

2 CASスポーツ関係仲裁規則の規定は、手続に適用される。CASは、FIFAの種々の規定と、それに加えて、スイス法を適用する。

（CASの管轄）

第10条 本協会によって下された最終決定に対する不服申立は、当該決定の通知から21日以内にCASに提起されるものとする。

2 CASへの不服申立の提起は、すべての他の内部の手続が使い尽くされた後にのみ、CASに対してなされることができる。

3 CASは、以下の事項から生ずる不服申立は取り扱わない。

（1）競技規則の違反

（2）4試合以下又は3ヶ月以内の出場停止

（3）本協会又はAFCの規則に基づき認められた、独立かつ適法に構成された仲裁機関に対して不服申立をすることのできる決定

4 不服申立は、第1項の最終決定の効力を中断させる効果は有しないものとする。ただし、CASは、不服申立に基づいて、そのような中断させる効果を有する命令をすることができる。

（改正）

第11条 本規則の改正は、評議員会の決議を経て、これを行う。

（施行）

第12条 本規則は、2017年3月26日から施行する。

（改正）

2023年10月29日

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本サッカー協会と称し、英文表記はJapan Football Association（略称JFA）とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本サッカー界を統括し代表する団体として、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本を代表する各年代、各カテゴリーのサッカーチームを組織し、各種競技会への参加及び代表チームが参加する競技会の開催
 - (2) サッカーの全日本選手権大会その他の競技会の開催
 - (3) サッカー選手の育成、サッカー競技の普及並びにサッカーの指導者及び審判員の育成
 - (4) 選手、チーム、指導者及び審判員等の登録
 - (5) 知的所有権の管理及び商標提供
 - (6) 社会貢献及び国際貢献の実施
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 国際サッカー連盟等への加盟

(国際サッカー連盟等への加盟)

第5条 この法人は、日本サッカー界を代表する唯一の団体として、国際サッカー連盟(Fédération Internationale de Football Association, 略称FIFA)、アジアサッカー連盟(Asian Football Confederation, 略称AFC)及び東アジアサッカー連盟(East Asian Football Federation, 略称EAFF)に加盟する。

(要請事項)

第5条の2 FIFA、AFC又はEAFFから制定すべきと要請のある事項は、評議員会又は理事会の決議でこれを定めることができる。

第4章 加盟団体

(加盟団体)

第6条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 各都道府県におけるサッカー界を統括し、その普及振興を行い、この法人の趣旨に賛同する団体であって、この法人に加盟したもの(以下「都道府県サッカー協会」という。)
- (2) 全国を9地域に分割し、各地域内の都道府県サッカー協会がそれぞれ共同して設置した地域団体であって、この法人に加盟したもの(以下「地域サッカー協会」という。)
- (3) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ(以下「Jリーグ」という。)
- (4) 特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体であって、この法人に加盟したもの(以下「各種の連盟」という。)
- (5) その他日本におけるサッカーの普及及び発展を目的とする団体であって、この法人に加盟したものの

(加盟)

第7条 前条の加盟団体になろうとする団体は、評議員会の決議を得て、この法人の加盟団体となることができる。

(加盟団体分担金)

第8条 加盟団体は、理事会で定める分担金を毎年納入する。

(脱退及び処分)

第9条 第6条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、評議員会において、総評議員の過半数の同意を得なければならない。

2. この法人は、第6条の加盟団体が第6条に掲げる資格を失ったとき、又はこの法人の加盟団体として不適当と認められるときは、評議員会において退会処分を行うことができる。

(加盟団体必要事項)

第10条 前4条に規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は、理事会が定める。

2. 加盟団体は、前項により定められたところを守らなければならない。

第5章 資産及び会計

(基本財産)

第11条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、予め理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2. 前項第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項に定める定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定するものとする。

第6章 評議員

(評議員の選出)

第16条 この法人には評議員70名以上85名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次の①から⑥に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ① 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ② 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 当該評議員の使用人
- ④ ②又は③に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者
- ⑥ ②から④までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次の①から④に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- ① 理事
- ② 使用人
- ③ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ④ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ヘ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員に代わり選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第19条 評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第7章 評議員会

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 司法機関（規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会）の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 評議員候補者を評議員会に推薦できる加盟団体（以下「評議員推薦加盟団体」という。）の認定

又は取消し

- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認（ただし、第14条第2項に該当する場合に限る）
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分又は除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2. 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 評議員推薦加盟団体の認定
- (4) 定款の変更
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他法令で定められた事項

- 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名押印又は電子署名をする。

（評議員会運営規則）

第24条の2 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第8章 役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の設置）

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2. 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き3名以内を副会長、1名以内を専務理事、3名以内を常務理事とする。
- 3. 第2項の会長を「法人法」上の代表理事とする。
- 4. 第2項の専務理事を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5. 第4項のほか、理事会の決議に基づき、理事のうち若干名を「法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とすることができる。
- 6. この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第26条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、常務理事会を構成する。
4. 会長及び専務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第28条の2 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2. 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
3. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
5. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
2. 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
3. 監事は、会計監査人が前項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2. 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、役員の法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. この法人は、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でない者に限る。）及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第9章 名誉役員

(名誉役員)

第34条 この法人に名誉役員若干名を置くことができる。

2. 名誉役員の選任及び解任は、理事会において決議する。
3. 名誉役員に関する規程は、理事会が定める。

第10章 理事会

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の重要な業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 事務局及びその他各種機関による職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) 名誉役員の選任及び解任

(会長等の選定)

第36条 理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定において、評議員会の決議により会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長が予め指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名押印又は電子署名をする。

(常務理事会)

第40条 重要な業務運営事項について検討する会議体として、この法人に常務理事会を設置する。

2. 前項の規定による常務理事会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第11章 司法機関

(司法機関)

第41条 この法人の諸規程に対する違反行為に対する懲罰を決定するため、以下の司法機関を設置する。

- (1) 規律委員会
- (2) 裁定委員会
- (3) 不服申立委員会

2. 前項の規定による司法機関の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第12章 各種委員会

(各種委員会)

第42条 この法人の事業遂行のため必要があるときは、理事会の決議に基づき、各種委員会を置くことができる。

2. 前項の規定による各種委員会の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第13章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務の処理及び理事会から委託を受けた業務の執行のため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務総長及び所要の職員を置く。
3. 重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。
4. 前項以外の職員は、会長が任免する。
5. 事務局の組織及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第14章 事務総長

(事務総長)

第44条 事務局の最高責任者として事務総長を置く。

2. 事務総長は、理事会の決議によって選任及び解任する。
3. 事務総長は、3ヶ月に1回以上、自己及び事務局の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第15章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第16章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第17章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第12条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は 小倉 純二 とする。
4. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
田畑 博章、久保 雅喜、吉田 隆一、庄司伸一、外山 純、岸 慎一、櫻岡 祐一、木内 敏之、室井 和比古、牛久保 勇、横山謙三、中臺 由紀夫、上野 二三一、本木 幹雄、渡邊 玉彦、平林 正光、渡辺滋、貫 江 和夫、荒川 剛、永棹 稔、高田 稔、越山 彰、桑名 聰、森 進一、松田保、村山 義彰、山野 喜弘、中桐 俊男、喜田 秀夫、中村 源和、池田洋二、金築 弘、木村 孝行、白井 孝司、天久 弘、山下 憲一、逢坂 利夫、兵頭 龍哉、秋森学、井上 辰馬、浪瀬 隆一、造酒 星市、北岡 長生、大場 俊二、櫻田公一、長嶺 一夫、上地 義徳
5. 次に掲げる団体は、第7条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とする。

(1) 都道府県サッカー協会（計47）

- ① 公益財団法人北海道サッカー協会
- ② 一般社団法人青森県サッカー協会
- ③ 公益社団法人岩手県サッカー協会
- ④ 一般社団法人宮城県サッカー協会
- ⑤ 一般社団法人秋田県サッカー協会
- ⑥ NPO法人山形県サッカー協会
- ⑦ 一般財団法人福島県サッカー協会
- ⑧ 公益財団法人茨城県サッカー協会
- ⑨ 公益社団法人栃木県サッカー協会
- ⑩ 公益社団法人群馬県サッカー協会
- ⑪ 公益財団法人埼玉県サッカー協会
- ⑫ 公益社団法人千葉県サッカー協会
- ⑬ 公益財団法人東京都サッカー協会
- ⑭ 一般社団法人神奈川県サッカー協会
- ⑮ 一般社団法人山梨県サッカー協会
- ⑯ 一般社団法人長野県サッカー協会
- ⑰ 一般社団法人新潟県サッカー協会
- ⑱ 公益社団法人富山県サッカー協会
- ⑲ 一般社団法人石川県サッカー協会
- ⑳ 一般社団法人福井県サッカー協会
- ㉑ 一般財団法人静岡県サッカー協会
- ㉒ 公益財団法人愛知県サッカー協会
- ㉓ 一般社団法人三重県サッカー協会
- ㉔ 一般財団法人岐阜県サッカー協会
- ㉕ 公益社団法人滋賀県サッカー協会
- ㉖ 一般社団法人京都府サッカー協会
- ㉗ 一般社団法人大阪府サッカー協会
- ㉘ 一般社団法人兵庫県サッカー協会
- ㉙ 一般社団法人奈良県サッカー協会
- ㉚ 一般社団法人和歌山県サッカー協会
- ㉛ 一般財団法人鳥取県サッカー協会
- ㉜ 一般社団法人島根県サッカー協会

- 33 一般財団法人岡山県サッカー協会
- 34 公益財団法人広島県サッカー協会
- 35 一般社団法人山口県サッカー協会
- 36 一般社団法人香川県サッカー協会
- 37 一般社団法人徳島県サッカー協会
- 38 一般社団法人愛媛県サッカー協会
- 39 一般社団法人高知県サッカー協会
- 40 公益社団法人福岡県サッカー協会
- 41 一般社団法人佐賀県サッカー協会
- 42 一般社団法人長崎県サッカー協会
- 43 一般社団法人熊本県サッカー協会
- 44 一般社団法人大分県サッカー協会
- 45 一般社団法人宮崎県サッカー協会
- 46 一般社団法人鹿児島県サッカー協会
- 47 一般社団法人沖縄県サッカー協会
- (2) 地域サッカー協会 (計9)
- ① 公益財団法人北海道サッカー協会
- ② 一般社団法人東北サッカー協会
- ③ 一般社団法人関東サッカー協会
- ④ 一般社団法人北信越サッカー協会
- ⑤ 一般社団法人東海サッカー協会
- ⑥ 一般社団法人関西サッカー協会
- ⑦ 一般社団法人中国サッカー協会
- ⑧ 一般社団法人四国サッカー協会
- ⑨ 一般社団法人九州サッカー協会
- (3) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ
- (4) 各種の連盟
- ① 一般社団法人日本フットボールリーグ
- ② 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- ③ 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- ④ 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- ⑤ 全国自治体職員サッカー連盟
- ⑥ 全国自衛隊サッカー連盟
- ⑦ 全国専門学校サッカー連盟
- ⑧ 一般社団法人全国高等専門学校サッカー連盟
- ⑨ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- ⑩ 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- ⑪ 公益財団法人日本中学校体育連盟
- ⑫ 一般財団法人日本フットサル連盟
- ⑬ 一般財団法人全日本大学女子サッカー連盟
- ⑭ 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟
- ⑮ 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ
- ⑯ 一般社団法人日本フットサルトップリーグ
- (5) 関連団体
- ① 一般社団法人日本プロサッカー選手会
- ② 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
- ③ 一般社団法人日本サッカー指導者協会
- ④ 一般社団法人日本サッカー審判協会

6. 次に掲げる団体は、この法人の評議員推薦加盟団体とする。

- (1) 都道府県サッカー協会 (計47)
- (2) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ
- (3) Jリーグ所属クラブ (評議員を選任する定時評議員会の開催時において、J1リーグに所属するクラブ。計18)
- ① 株式会社コンサドーレ
- ② 株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー

- ③ 浦和レッドダイヤモンズ株式会社
- ④ 株式会社日立柏レイソル
- ⑤ 東京フットボールクラブ株式会社
- ⑥ 株式会社川崎フロンターレ
- ⑦ 横浜マリノス株式会社
- ⑧ 株式会社横浜フリエスポーツクラブ
- ⑨ 株式会社湘南ベルマーレ
- ⑩ 株式会社アルビレックス新潟
- ⑪ 株式会社名古屋グランパスエイト
- ⑫ 株式会社京都パープルサンガ
- ⑬ 株式会社ガンバ大阪
- ⑭ 株式会社セレッソ大阪
- ⑮ 楽天ヴィッセル神戸株式会社
- ⑯ 株式会社サンフレッチェ広島
- ⑰ アビスパ福岡株式会社
- ⑱ 株式会社サガン・ドリームス
- (4) 一般社団法人日本フットボールリーグ
- (5) 一般社団法人日本女子サッカーリーグ
- (6) 一般財団法人日本フットサル連盟
- (7) 一般財団法人全日本大学サッカー連盟
- (8) 一般財団法人全国社会人サッカー連盟
- (9) 公益財団法人全国高等学校体育連盟
- (10) 一般財団法人日本クラブユースサッカー連盟
- (11) 公益財団法人日本中学校体育連盟
- (12) 一般社団法人日本プロサッカー選手会
- (13) 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟
- (14) 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ
- (15) 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
- (16) 一般社団法人日本サッカー指導者協会

別表 基本財産（第11条関係）

財産種別	場所・物量等
国債	利付国債 1,000,000,000円

〔改 正〕

2012年6月24日（2013年4月1日施行）
 2014年3月29日
 2015年3月29日
 2016年3月27日
 2017年3月26日
 2017年12月16日
 2019年3月24日
 2019年10月27日
 2020年12月26日
 2022年1月29日
 2022年12月24日
 2023年3月25日
 2023年7月30日（2023年度定時評議員会の日から施行）
 2024年12月21日
 2025年3月30日

公益財団法人 日本サッカー協会 (JFA)

JFAの組織

▼ 理事会 ▼ 委員会

理事会

2024年12月2日現在

役職	氏名	所属・役職
会長	宮本 恒靖	(公社) 日本プロサッカーリーグ 理事 (公社) 日本女子プロサッカーリーグ 副理事長 (株) 日本フットボールヴィレッジ 取締役
副会長	岡田 武史	(株) 今治. 夢スポーツ 代表取締役会長
副会長	野々村 芳和	(公社) 日本プロサッカーリーグ チェアマン (公社) 日本女子プロサッカーリーグ チェア
副会長	西原 一将	(株) 西原商会 代表取締役社長 (株) 鹿児島プロスポーツプロジェクト 取締役
専務理事	湯川 和之	(一財) 日本ビーチサッカー連盟 副会長
常務理事	高田 春奈	(株) エスプリングホールディングス 代表取締役社長 (一社) 日本女子サッカーリーグ 理事長 (一社) SVリーグ 理事
常務理事	山口 香	筑波大学体育系教授
理事	河瀬 淳	(公社) 千葉県サッカー協会 副会長
理事	田中 琢二	BofA証券(株) 副会長 同志社大学客員教授
理事	西本 強	日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士
理事	大岩 真由美	(公財) 北海道サッカー協会 副会長
理事	小澤 隆生	ブーストキャピタル(株) 代表取締役 LINEヤフー(株) 顧問
理事	川澄 奈穂美	アルビレックス新潟レディース 選手
理事	志済 聡子	(同) アイシスコンサルティング 代表

理事	須藤 実和	(株) プラネットプラン 代表取締役 (公財) 日本オリンピック委員会 理事 (公財) 日本バレーボール協会 副会長
監事	福田 雅	公認会計士 (公社) 日本女子プロサッカーリーグ 監事 (株) 東京ユナイテッドグループ パートナー
監事	生田 圭	生田総合法律事務所 弁護士

委員会

2024年7月7日現在

委員会名	役職	氏名
技術委員会	委員長	影山 雅永
女子委員会	委員長	佐々木 則夫
審判委員会	委員長	扇谷 健司
法務委員会	委員長	三好 豊
競技会委員会	委員長	湯川 和之
医学委員会	委員長	池田 浩
国際委員会	委員長	湯川 和之
リスペクト委員会	委員長	今井 純子
コンプライアンス委員会	委員長	西本 強
アスリート委員会	委員長	川口 能活
報酬委員会	委員長	田中 琢二
殿堂・表彰委員会	委員長	田嶋 幸三

< [JFAの組織TOPに戻る](#)



JFA は 8/21(水)~23(金)の 3 日間、能登半島地震によって従前の活動が困難になっている石川県輪島市の中学 2 年生 80 名を東京都文京区に招待し、さまざまなアクティビティを実施しました。これは『JFA×文京 Dream Project』の第 2 弾「街と能登の応援フェス」として企画したもので、22 日(水)には、思う存分スポーツを楽しむことで前向きな気持ちになってもらいたいと、「復興祈念スポーツ交流会」を東京ドームで開催しました。

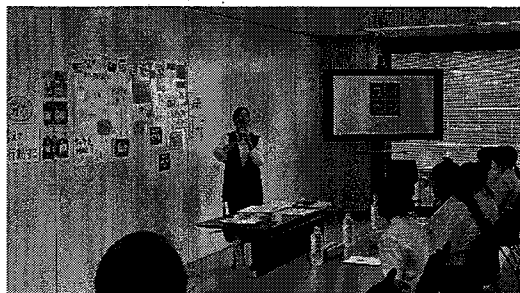
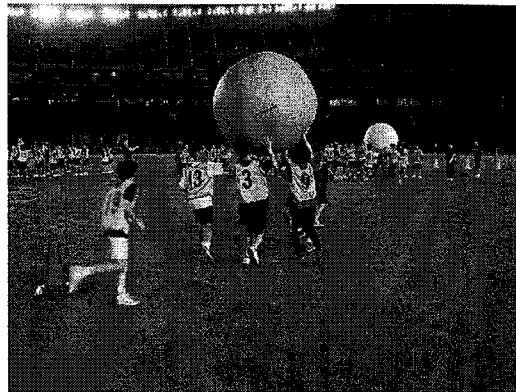
元日本代表 OB・OG と日本財団 HEROs から 11 名のゲストを迎え、文京区の子どもたちとともに追いかけて玉入れや長距離シュート、ムカデ競争、まぜこぜリレーといった種目でチーム対抗戦を実施。喜んだり悔しがったりしながら、大いに盛り上がりました。

その他、輪島市の中学生は滞在期間中に JFA こころのプロジェクト「夢の教室」、職場体験学習、読売ジャイアンツ対広島東洋カープ戦観戦などのプログラムを楽しみました。

最終日には、森保一日本代表監督がサプライズで登場し、輪島市の中学生に激励のメッセージを送り、全員とハイタッチをして締めくくりました。

輪島市の中学生の皆さん、また会えることを楽しみにしています！

#jfa #輪島市 #文京区



令和7年 5月 1日

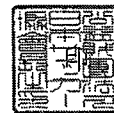
確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 東京都文京区後楽1丁目4-18
トヨタ東京ビル

申請者（申請団体）（公財）日本サッカー協会

代表者名 会長 宮本恒靖



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。